

【一般社団法人日本建築まちづくり適正支援機構、第一回総会懇親会】

<次第>

■日時:2019年3月5日16:30~18:30

■場所:日本建築家協会 JIA 館建築家倶楽部

■参加費:2000円/人

※特別顧問、セミナー講師は無料

■スケジュール

- ・16:30~ウェルカムドリンク (進行:大槻事務局長)
- ・16:45~連代表理事挨拶(決算報告、今年度の方針、体制)
- ・17:00~支部長紹介、各支部長から一言
- ・17:10~大谷専務理事「シェアハウス等 ADR 総合対策室」紹介とスルガ問題概要
- ・17:15~ADR 調停人研修の紹介(最上義、日本不動産仲裁機構代表理事)
- ・17:20~JIA 修復塾紹介(左知子、日本建築家協会副会長、JIA 修復塾副主査)
- ・17:25~大田区区長出馬(神田順、特別顧問)
- ・17:30~今後の専門家・仕組(松本理事からプレゼ)とディスカッション (進行:連)
- ・18:15~参加者の紹介、1分コメント
- ・18:30 挨拶 (北村組織本部長)

■2次会:ツーズハーブ(渋谷区神宮前2丁目6-1、TEL:03-3404-6699)

■日時:2019年3月5日16:30~18:30 ■場所:JIA 館1F 建築家倶楽部

□議案

1、今年度の方針

- ①JCAABE の認知度を上げると共に仲間(会員)を増やし、専門家間のネットワークを拡げていく。
- ②行政向けリーフレット等をツールに、条例づくり支援、まちづくり支援を含め、行政との繋がりを作っていく。
- ③行政における計画助成制度が増えてきており、会員及び支部を通して情報を共有し、会員の活動に寄与する。

(日野市の空き家住宅地域貢献専門家派遣事業、港区の耐震相談、建替専門家派遣事業等)

○良質なデザインの意味の共有、

- ① 建物が目的に合っており持続可能である。
- ② 地域の特徴に留意した計画である。
- ③ コミュニティー推進、利用者のためにデザインされている。
- ④ 二酸化炭素排出を最小限に抑えるなど環境に配慮されている。
- ⑤ 人々が楽しむことができ、誇りを持てる空間である。

※①~⑤は英国 CABE のデザインレビューにおける判断基準

○まちづくり適正建築士の適正の意味の共有

上記を理解しており、住民や利用者参加と共に文化と歴史に留意し、調整を含めた創造的判断ができる。

2、市古太郎氏の特別顧問就任

首都大学東京、都市環境科学研究科教授、専門は災害復興論、都市防災計画、住宅再建等、国内外の災害を調査研究を通し「人々は地域をいかに再生させていくか」を視点にフィールドワークを元に明らかにしていくと共に、知見を防災訓練や事前復興まちづくり活動など実際のアクションに繋げている。

3、全国支部長

○北海道支部:菅沼秀樹 支部長

〒060-0032 北海道札幌市中央区北二条東 4-1-2 サッポロファクトリー2条館4F アトリエバンク

TEL:011-209-1881 FAX:011-209-1777 suganuma@atelier-bnk.co.jp

○東北支部:松本純一郎 支部長

〒981-0967 宮城県仙台市青葉区山手町 3-7 松本純一郎設計事務所

TEL:022-303-6401 FAX:022-303-6402 junichiro@matsumoto-architect.com

○関東甲信越支部:連健夫 支部長

〒107-0052 東京都港区赤坂 6-4-11 トミエロード 303 連健夫建築研究室

TEL:03-5549-9887 FAX:03-5549-9889 takeo@muraji.jp

○東海支部:鳥居久保 支部長

〒422-8072 静岡県静岡市駿河区小黒 3-6-9 針谷建築事務所

TEL:054-281-1155 FAX:054-282-5502 h-torii@harigaya.com

○近畿支部:荒木公樹 支部長

〒540-0038 大阪市中央区内淡路町 2-1-7 都住創内淡路町 702 号室 空間計画

TEL:06-6360-9866 araki@kukan-keikaku.jp

○中国支部:山田暁 支部長

〒710-0003 岡山県倉敷市平田 226 暁建築事務所

TEL:086-427-4310 FAX:086-427-4311 akatuki@optic.or.jp

○四国支部:野村正人 支部長

〒761-0301 香川県高松市林町 385-15 野村正人建築研究所

TEL:087-814-6650 FAX:087-814-6651 nomura-archi@mx41.tiki.ne.jp

○九州支部:水野宏 支部長

〒810-0022 福岡県福岡市中央区薬院 2-13-26 FILLS 薬院 802 水野宏建築事務所

TEL:092-733-3831 FAX:092-733-3831 hirosi@h-mizuno.co.jp

4、昨年度の決算報告(平成29年8月29日~平成30年6月30日)

□貸借対称→資産合計及び負債純資産合計:96180円(法人設立預かり金含む)

□損益計算→純収入:938000円(会費、雑収入)、支出:742820円(司法書士費用、会計士費用、事務費、HP制作費、通信広告費、消耗品、講師謝礼、施設使用料、支払手数料)、収支合計:195180円、

法人税:64100円、繰延資産償却費:189800円、当期純損益:△58720円

## JCAABE 第1回総会懇親会参加者名簿

	属性	氏名	所属	
1	正会員	大倉富美雄	大倉富美雄デザイン事務所	
2	正会員	湯浅剛	(株)アトリエ六曜舎	
3	正会員	鈴木利美	ダンス建築研究所	
4	正会員	東條隆郎	東條隆郎建築都市設計室	
5	正会員	黒木実	(有)黒木実建築研究室	
6	正会員	宇都宮雅人	(株)伊藤喜三郎建築研究所	
7	正会員	佐藤俊一	NPO美しい街住まい倶楽部	
8	正会員	大川直治	大川建築都市設計研究所	
9	正会員	向田良文	デザインタック株式会社	
10	正会員	松村哲志	日本工学院専門学校	
11	正会員	石原智也	NTTファシリティーズ	
12	正会員	斎木敬一	(株)スペース・メニュー・ラボ	
13	正会員	林美樹	Studio PRANA	
14	正会員	小林光義	(株)アキスムあすか設計	
15	正会員	古里実	幸手市役所	
16	正会員	成岡茂	成岡建築設計・技術士事務所	
17	正会員	竹下啓子	(株)アス設計	
18	正会員	松本純一郎	(株)松本純一郎設計事務所	
19	代表理事	連健夫	(有)連健夫建築研究室	
20	理事	松本昭	(一財)ハウジング・アット・コミュニティ財団	
21	理事	最上義	(一社)日本不動産仲裁機構	
22	専務理事	大谷昭二	NPO日本住宅性能検査協会	
23	特別顧問	神田順	建築基本法制定準備会会長	
24	特別顧問	三井所清典	(株)アルレット建築研究所	
25	組織本部長	北村稔和	WWB株式会社	
26	事務局長	大槻一敬	大家四季報	
27	第3回受講者	左知子	(有)左知子建築設計室	
28	第3回受講者	菅沼秀樹	(株)アトリエアノク	
29	第3回受講者	田端友康	田端建築デザイン事務所	
30	第3回受講者	山田暁	(株)暁建築設計事務所	
31	第3回受講者	荒木公樹	空間計画株式会社	
32	第3回受講者	青木恵美子	(有)AAプランニング	
33	第3回受講者	水野宏	(株)水野宏建築事務所	
34	第3回受講者	小川真樹	(有)小川真樹建築総合計画	
35	第3回受講者	鈴木奈緒美	鈴木設計事務所	
36	第3回受講者	鳥居久保	企業組合針谷建築事務所	
37	第3回受講者	白江龍三	(株)白江建築研究所	
38	第3回受講者	長井淳一	アルキフ/長井純一建築アトリエ	
39	第3回受講者	曾田彰	ソダアキラ建築設計事務所	
40	第3回受講者	慶野正司	(有)アトリエ慶野正司一級建築士事務所	
41	第3回受講者	片山耕治	国土交通省、国土技術政策総合研究所	
42	オブザーバー	今井均	(株)創建築アトリエ	
43	オブザーバー	松永武志	虎ノ門法律経済事務所	

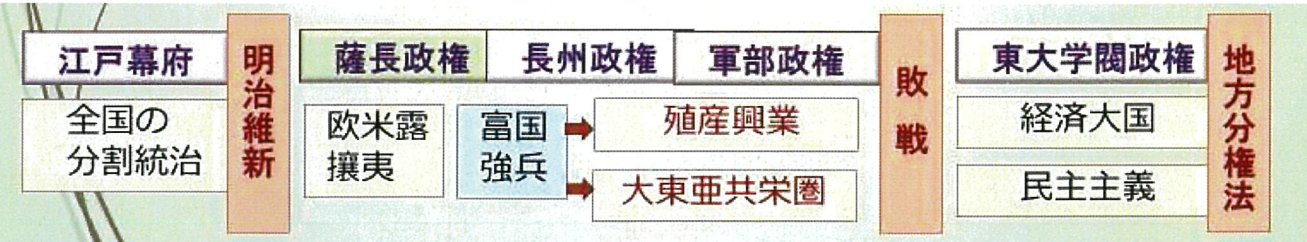


## 地方創生における 今後の専門家の立ち位置を考える

国は、地方を創生しなければと言っているが…

- ◎ なぜ、何を目的として 「地方を創生しようとするのか」
- ◎ どのように 「地方を創生することを進めたらよいか？」

### ◆明治時代から続く中央集権の流れ



問題： 国に依存することに慣れてしまった地方の行政と暮らし

課題： 明治からの 150 年間の中央集権支配からの脱却はできるだろうか

### ◆地方分権法・・・国が行ってきたことの一部を地方の自治体に移す試みが始まる

地方自治体中央集権のこれまでの仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆国が制度や仕組みを考え、きめ細かく自治体を指導</li> <li>◆実行部隊を作り、自治体や企業ができないことを直接実施する仕組み (〇〇公団、〇〇事業団、農協、漁協、商工会議所 etc)</li> </ul>
地方分権を目指した取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地方分権法 (2000 年)・・・国は余計なことをせず、地方に関しては地方自治体 (県・市町村) に頑張ってもらう</li> <li>◆国が支配していた実行部隊の役割や実行内容を絞り込む (〇〇公団⇒〇〇機構、郵便、農協などの改革)</li> </ul>

### ◆震災復興の地方主体の枠組みは、うまく機能しただろうか

地方自治体の取組の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆区画整理など国が決めた事業を実施するのが役割</li> <li>◆地域の実情や創意工夫に合わせて活用するために用意された基金や効果促進事業はどのように使われたかが不明な部分が多い</li> <li>◆基盤事業の後の地域の個別の街づくりには手を出さない</li> <li>◆何かをすれば責任があるので、決められたことしかしない</li> </ul>
地方分権を目指した取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆行政がきっと何とかしてくれるだろう</li> <li>◆自分達が何かをしなくてもいすれ何とかなるさ</li> <li>◆何かをしなければならぬとしても何をしたらいいのか</li> <li>◆勝手なことを言う住民にが多いので、地元をうまくまとめきれない</li> </ul>

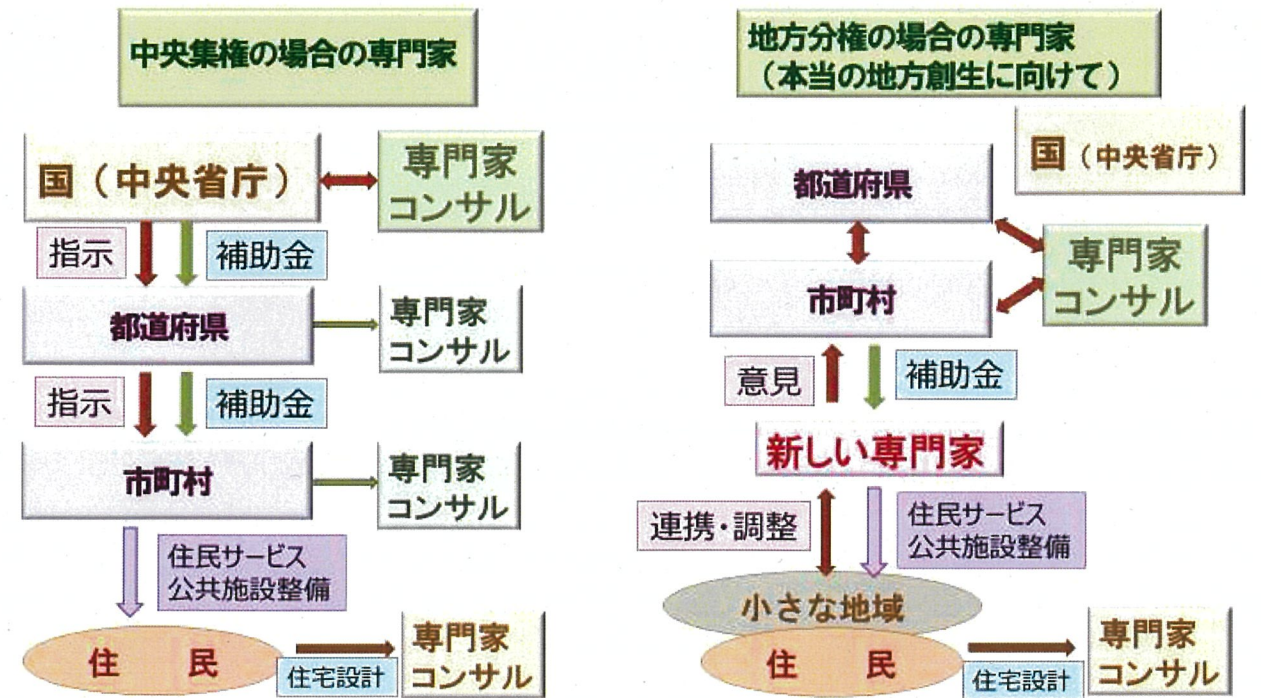
### ◆地方を創生するために、必要なことは？

福島県、いわき市の震災復興への取組意識	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎福島県：原発エリアがたいへんだし、他の山間部も疲弊しているし、いわき市よりもそちらの対応の方が重要</li> <li>◎いわき市：被災エリアはたかだか 1.7%、市全体を考える方が重要</li> </ul>
地方自治体と地元住民との意識のギャップをどう埋めるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎市町村：復興事業の経験がないし、小さな地域だけに肩入れしたくないし、それらのことで責任を取りたくない</li> <li>◎地元住民：行政頼みで何をしたらよいかわからない、能力も乏しい、地域のみんなをまとめきれない</li> </ul>

- ◎市町村に任せず、合併で市町村でも手の届きにくくなった小さな単位(地域)を強くする
- ◎小さな地域を強くするための「専門家」「指導者」を小さな地域に送り込む

- ◎草野球、草サッカー、草楽団などのチームを強くするためには、グラウンドや練習場を整備しただけでは強くならない。良い監督やコーチ、指揮者が必要
- ◆地域を強くする専門家、指導者を養成する
- ◆専門家、指導者を派遣する仕組みを用意する
- ◆地域づくりのコーディネートで資金確保できる仕組みを用意する

### ◆地方を創生に向けて、新たな専門家の立ち位置は？



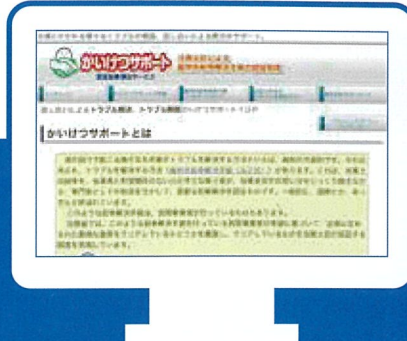
このような新しい専門家をどう呼ぶか？

- ・まちづくりアドバイザー
- ・まちづくり監督
- ・まちづくりマネージャー
- ・まちづくりヘッドコーチ



# 「かいけつサポート」を利用するには

法務省の「かいけつサポート」ホームページで、「かいけつサポート」を行っている民間事業者の詳細な情報を公表しています。この中からあなたのトラブルの実情を踏まえた事業者を選んでください。

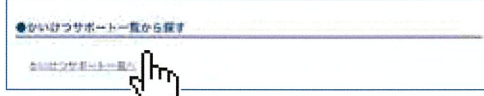


## 「かいけつサポート」ホームページ

かいけつサポート 検索 → トップページへ

### 民間事業者を探すには **4つの方法**があります

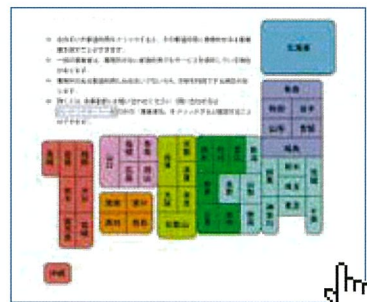
#### 方法1 かいけつサポート一覧から探す



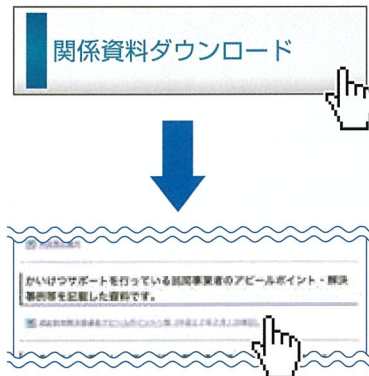
#### 方法2 取り扱う紛争の分野・範囲から探す



#### 方法3 事務所の所在地から探す

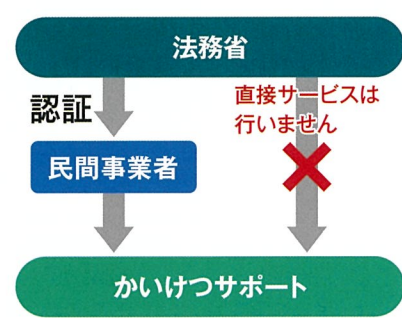


#### 方法4 アピールポイント一覧から探す



#### 利用の際の注意点

- 「かいけつサポート」は、話し合いでトラブルを解決する場を提供します。相手が話し合いに応じなかったときや、話し合いをしても、トラブルの当事者同士で和解できなかったとき、トラブルの内容が話し合いでの解決になじまないときなどには、トラブルが解決できない場合があります。
- 法務省は、「かいけつサポート」を提供する民間事業者の業務について「認証」をしています。法務省自らが「かいけつサポート」の提供を行うものではありません。



#### 企画・編集

法務省大臣官房司法法制部審査監督課  
〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1  
TEL: 03-3580-4111 (内線5923)  
http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/index.html



法務大臣の認証を取得した民間事業者は、「かいけつサポート」の愛称とロゴマークを使用することが認められています。

「かいけつサポート」WEBサイト



リサイクル適性 (A)  
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



# かいけつサポート

認証紛争解決サービス



お金を返してもらいたい

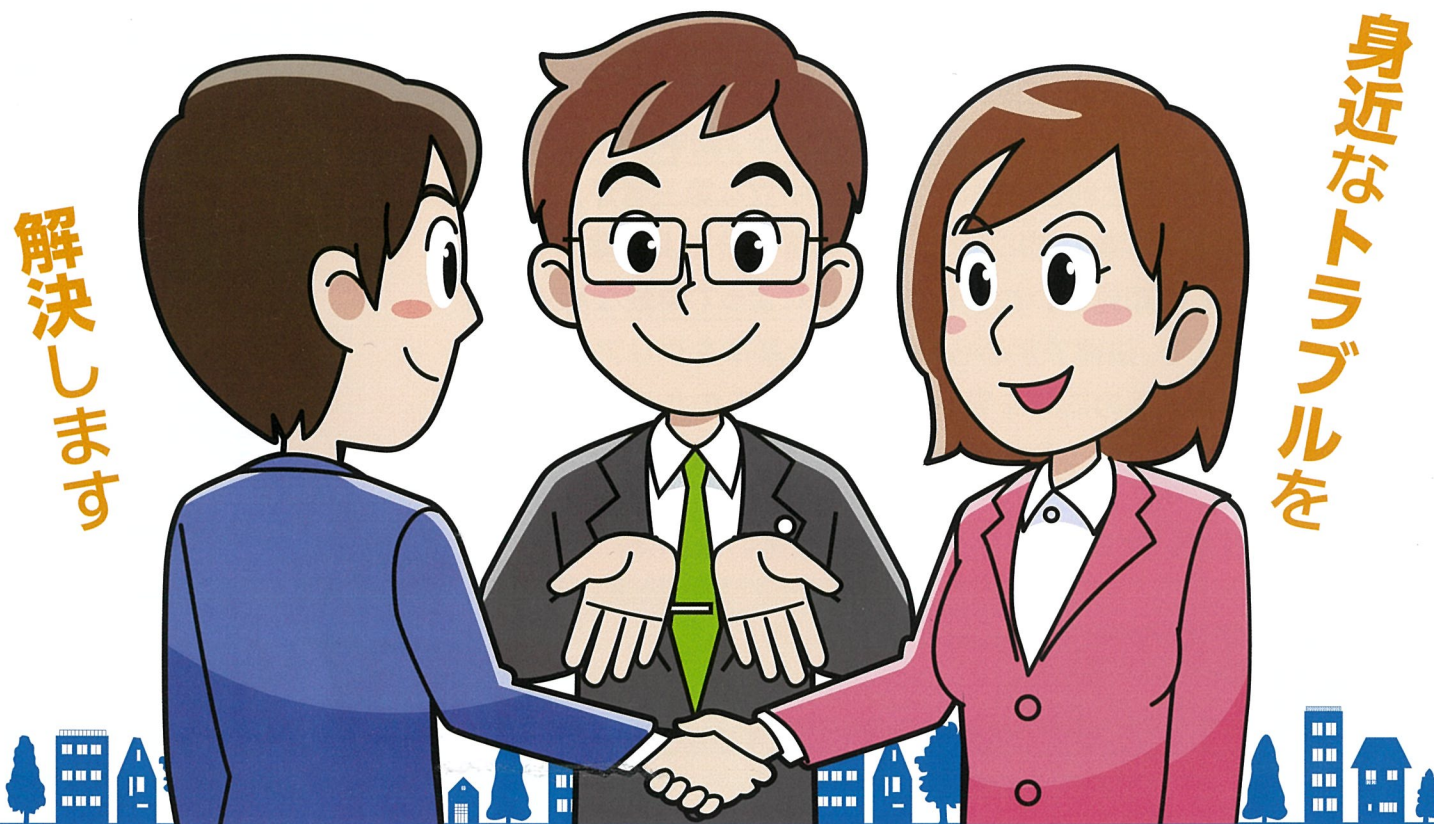


深夜の騒音をやめてほしい



パワハラ被害を解決したい

裁判によらずに円満な**解決**を目指します。



解決します

身近なトラブルを

法務省





# 「かいけつサポート」って何？

## ■ 裁判は大変そう

身の回りで起こる様々なもめ事やトラブルには、裁判できちんと白黒の決着をつけたいというものもあれば、裁判によらずに話し合いで解決したいというものもあります。また、トラブルを解決したいのはやまやまだが、裁判までするには大げさな感じがするし、いったん裁判になれば時間や費用も随分かかりそうだ、という心配もあるかもしれません。



## ■ 話し合いによる解決

さまざまな民事上のトラブルについて、裁判以外の方法でトラブルを解決する方法があります。これを「裁判外紛争解決手続(ADR※)」と呼んでいます。一般的には、調停とか、あっせんと呼ばれていますが、裁判所で行われている調停だけではなく、行政機関や民間事業者が行っているものもあります。

※ADRとは、Alternative Dispute Resolutionの頭文字をとった略語です。



## ■ 法務大臣が認証

「かいけつサポート」は、民間事業者が行う紛争解決サービスのうち、当事者と利害関係のない公正中立な第三者が、トラブルになった当事者の間に入り、双方の言い分をよく聴いて、専門家としての知見をいかして話し合いによって柔軟な解決を図るサービスで、法律で定められた厳格な基準をクリアしているとして法務大臣の認証を受けたものです。そのため、安心して「かいけつサポート」をご利用いただくことができます。



### ■ 裁判と「かいけつサポート」の一般的な違い(主なもの)

	裁判	かいけつサポート
実施主体	裁判官	各分野の専門家
秘密の保護	公開	非公開(原則)
手続の進行	民事訴訟法に従った手続進行	ニーズに応じた柔軟な手続進行が可能
費用	裁判所の訴訟費用	認証を受けた民間事業者に支払う費用
強制執行力	あり	なし

## どんなメリットがあるの？

### メリット1 専門家がサポートします！

「かいけつサポート」には、取り扱うトラブルの分野に精通した専門家があります。専門家の知識・ノウハウをいかすことができますので、あなたのトラブルの実情をきちんと踏まえた、きめ細やかで迅速な解決を図ることが期待できます。

### メリット2 プライバシーや秘密が守られます！

「かいけつサポート」は、一般に非公開で行われます。あなたのプライバシーや秘密などにもきちんと配慮されますし、他人に知られることなくトラブルの解決を図ることができます。

### メリット3 納得できる解決をサポート！

「かいけつサポート」は、第三者を交えた話し合いによって、あなたも相手もお互いに納得のいく解決を目指しています。トラブル自体が円満に解決するだけでなく、トラブルが解決した際には、お互いの関係を改善したり、一層発展させることも期待できます。

「かいけつサポート」は、当事者の意向を踏まえながら、柔軟に手続を進め、トラブルの実情に合わせて、お互いが納得できる妥協点を探ることができます。

### メリット4 手続の内容や費用がわかります！

「かいけつサポート」では、あなたにとって気になる手続の内容や費用などの重要なポイントを、ご利用いただく前に、必ず、認証を受けた民間事業者から説明を受けることになっています。本当に自分にとってふさわしい解決方法なのか、よく考えてから利用することができます。

### メリット5 さらにメリットがあります！

第三者を交えてじっくり話し合いをしてみても解決に至らないこともあります。その後、裁判に訴えることも考えられますが、話し合いをしているうちに時効が成立してしまうことがあります。これでは、せっかく解決を求めて話し合いをした意味がありません。話し合いによる解決に「かいけつサポート」を利用すれば、法律に定められた一定の場合には、時効期間が進行していなかったと認められます(法律的には「時効の中断」と呼ばれています。)

そのほかにも、訴訟手続の中止や調停前置の特則といったメリットがあります。





## 「自治会」と「NPO等」に期待される「空き家対策」は？

今、自治会は、住民(役員)の高齢化、未加入世帯の増加、役員交代制等により、空き家対策などの継続的な取り組みは難しいとも言われています。

しかし、負担感のない範囲で、NPO等とも連携して、地域全体、住宅地全体の福利に適う「空き家対策」、そして、住宅地の魅力やエリア価値を高める「まち育て」の取り組みは、自治会に期待される役割と言えるでしょう。

また、NPO等は、空き家の所有者等に寄り添って「自助の空き家対策」を有償でサポートします。また、自治会や行政と連携・協働して、地域や住宅地全体の社会的利益の増進に寄与する非営利のビジネスを展開します。こうした観点から、自治会及びNPO等に期待される「空き家対策プロジェクト」を提案します。



### 自治会への期待 “7つのプロジェクト”

	自治会への期待 “7つのプロジェクト”	NPO等への期待 “7つのプロジェクト”
空き家の発生予防	1 「元気なうちの空き家予防対策」の啓発推進 (自分にあった家族信託、遺言・遺贈、後見制度等の実施運動の推進)	1 「終活支援を含む空き家予防サポート」の実施(弁護士・司法書士等と連携) 2 庭木の剪定等の生活支援ビジネスによる地域への定着
空き家の適正管理	2 「空き家情報登録制度」の実施 3 「登録空き家」の緩やかな見守りと緊急時連絡体制の構築(行政と連携) 4 「未登録空き家の連絡システム」の構築(行政と連携)	3 多様な「空き家管理サービス(有償)」の提供 4 空き家の見守りと緊急時対応(自治会等からの委託)
空き家の利活用(除却)	5 空き家のコミュニティ・福祉活用等への掘り起こし 6 多様な住まい方のための情報提供(NPO等と連携)	5 コミュニティカフェ・サロン等の運営管理 6 定期借家・多世代ホームシェア等の多様な暮らし方の提案と仲介 7 空き家の修繕・解体・売却支援
まちづくり まち育て	7 住宅地の魅力の維持創出の取り組み ①良好な住環境・景観の保全 ②多世代居住・多様な住まい方の認容 ③適度な利便性の確保(交通・買い物)	



「自治会」と「NPO等」に期待される「空き家対策」につきましては、平成30年9～10月、八王子市北野台住宅地(昭和50年代開発の郊外戸建住宅地、約1900世帯)にお住まいの方を対象に、地元自治会の協力を得て行った「空き家対策に関する居住者アンケート」の集計分析と多くの自由意見、他の先進事例等を踏まえて作成したものです。

## 「自治会」×「NPO等」による空き家の「発生予防」「適正管理」「利活用」

—住み継がれる住宅地への取り組みを考える—

編集発行: 一般社団法人 チームまちづくり 松本 昭 (mail:a.macchan@nifty.com)

〒101-0053 東京都千代田区神田美土代町11-2 第一東英ビル5階 TEL03-5577-4148 FAX03-5577-4149

平成31(2019)年2月発行

平成30年度 国土交通省「空き家対策の担い手強化・連携モデル事業」

# 「自治会」×「NPO等」による 空き家の「発生予防」「適正管理」「利活用」

—住み継がれる住宅地への取り組みを考える—

住宅地の空き家問題が深刻化しています。本来、「空き家」という個人資産の適正な維持管理は、その所有者等が責任をもって行うものですが、空き家の急速な増加やその放置は、地域環境の悪化や地域の安全・安心の維持などに大きな影響を及ぼしています。そこで、空き家の所有者、自治会などの地縁組織、行政、これらを繋ぐNPO等の役割分担や連携の方法を探りつつ、

- 地域コミュニティを支える「自治会」「町内会」などの地縁組織が、空き家問題に対して、どのような役割を果たすことが可能か、また、どのような役割を期待されているか。
- 地域のコミュニティビジネス等を担うNPO等が、どのような役割を果たすことが可能か、また、どのような役割を期待されているか。

について考えるため、このパンフレットをつくりました。皆様の地域における空き家問題やその取り組みの参考にして頂ければ幸いです。

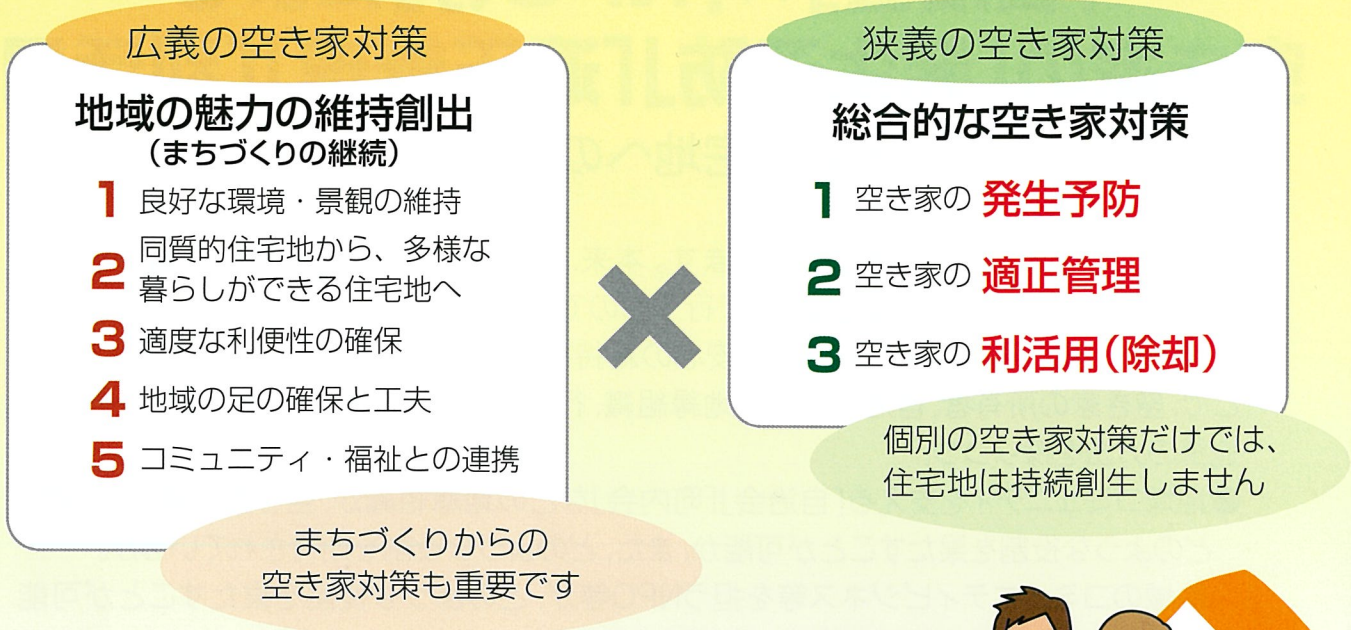


平成31(2019)年2月  
一般社団法人 チームまちづくり





## 住み継がれる住宅地とするために「地域の魅力の維持創出」と「総合的な空き家対策」の合わせ技で!

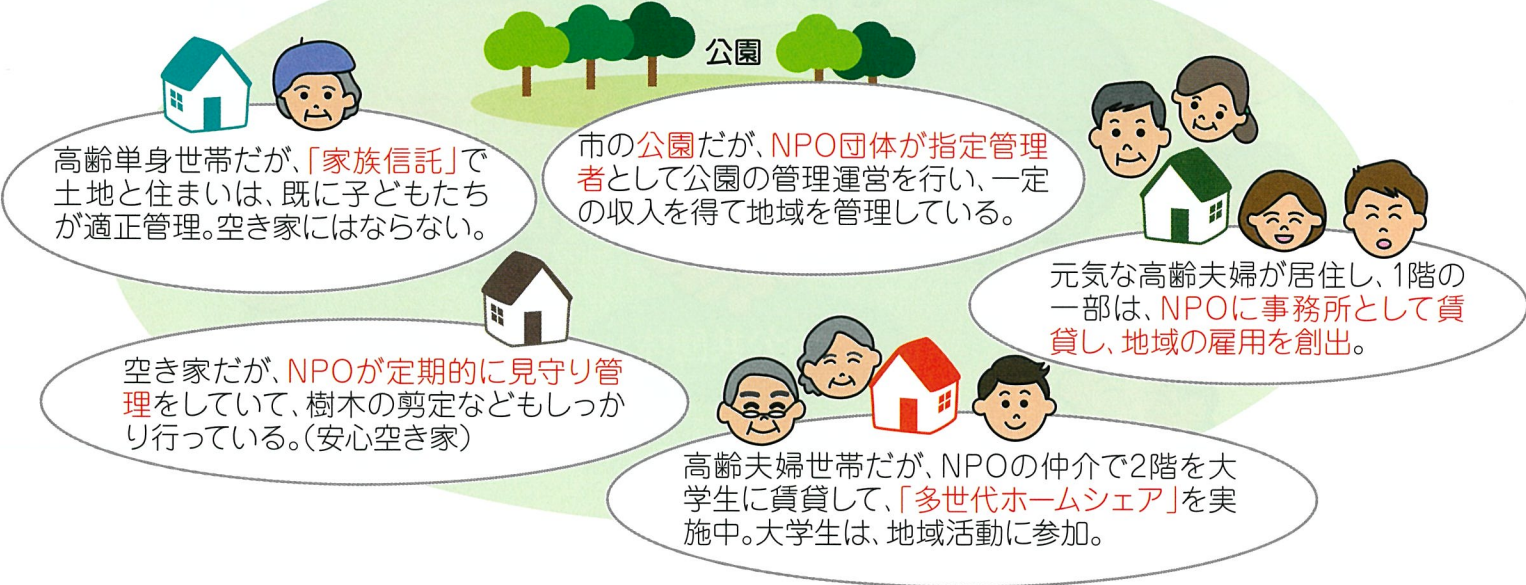


空き家対策は、空き家の発生予防、適正管理、利活用(除却)という狭義の空き家対策と、地域の魅力を維持増進する、まちづくりからの空き家対策の双方が必要です。狭義の空き家対策だけでは、住宅地の持続創生はなし得ないと考えます。



## 「空き家対策」×「まち育て」で住み継がれる住宅地へ!

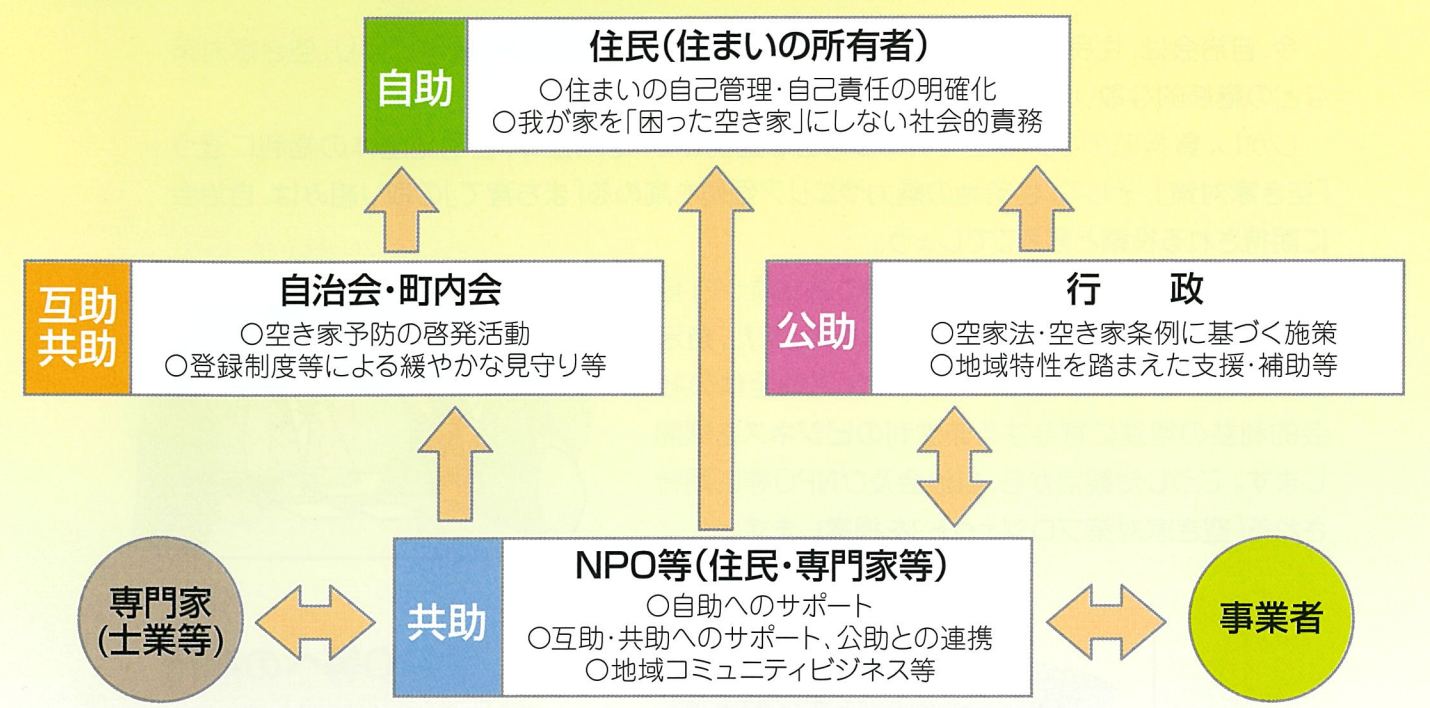
### 十家族十色の多様な暮らしで住宅地を新陳代謝!



これからの住宅地は、「良好な居住環境と適度な利便性の確保」×「多様なライフスタイルの認容」×「元気なうちに住まいの行く末を決めるなどの空き家の発生予防と適正管理」など、持続的な住宅地マネジメントにより、住宅地の魅力とエリア価値の向上に努めることが大切です。



## 空き家対策：「自治会」「NPO等」「行政」の役割と連携は?



空き家対策は、住まいの所有者・管理者が、責任をもって「困った空き家」にしない「自助」が基本です。自治会・町内会は、個人の自発的意思に基づく助力(互助)や地縁組織による助け合い(共助)で自助を支えます。NPO等は、非営利(無償ではない)のコミュニティビジネス等で地域をサポートします。



## NPOが住宅地の「まち育て」「空き家対策」に取り組んでいます!

### ■事例1—「NPO法人タウンサポート鎌倉今泉台」

**活動概要:** 昭和40年代開発の郊外バス便の戸建住宅地「鎌倉今泉台」(約2000世帯、人口5,000人)を対象に、空き家対策を含む住宅地のマネジメント事業を行っています。

**背景:** 自治会は、役員が短期交代制で長期的課題に取り組めないため、自治会OBを中心に自治会と協力し平成27年7月に法人を設立しました。

**活動内容:** ①自治会と連携した空き家・空き地リストの作成と所有者等への利活用の促し、②空き家を活用したコミュニティサロン(カフェ)の運営、③空き地を利用した菜園運営、④マルシェの運営など多数です。

**組織:** 個人正会員75名(年会費2000円/口)、個人賛助会員118名(年会費1000円/口)

**詳細:** <http://www.npotski.com/>を参照下さい。



■コミュニティサロンのメニュー

### ■事例2—「NPO法人めじろむつみ倶楽部」

**活動概要:** 開発後約45年経過の京王線めじろ台駅周辺の戸建住宅地を中心に「元気なシニアが手助けの必要なシニアを助ける」を理念に有償ボランティア活動を行っています。

**背景:** 老人会有志が、30周年を記念し、平成14年(2002)年にNPO法人を設立しました。

**活動内容:** ①庭木の剪定等の生活支援事業(コミュニティビジネス)、②町内会の依頼による不在地主空き地の草刈り等の地域交流事業、③コンサート、講演会、落語等の文化事業の3つを行っています。

**組織:** 会員数約170名(作業会員29名、一般会員139名他)。年会費1200円、年間事業規模約500万円。有償の外作業は1000円/hを支払い。作業会員の高齢化が課題。

**詳細:** <http://www.hachioji-mmc.com/>を参照下さい。



■東京都福祉保健局HPより

※平成30年12月～平成31年1月の各団体へのヒヤリングに基づくものです。



■ JIA文化財修復塾 講座内容

	テーマ	講師名	単位数	
第1回 WEB収録済	①日本における文化財保存活用計画概論-①	北河文化庁調査官	(必須) 7	
	②日本における文化財保存活用計画概論-②	北河文化庁調査官		
	③文化遺産と建築災害	後藤 治教授		
第2回 WEB収録済	④国際文化遺産の保存活動の実態(ユネスコ等)	稲葉信子教授筑波大学	(必須) 7	
	⑤文化財先進国の保存管理修復体制	稲葉信子教授筑波大学		
	⑥庭園文化財	野村勘治京都林泉協会副会長		
第3回 WEB収録済	⑦修復の基礎知識と修復概論	長尾充教授 東京芸術大学院	7	
	⑧伝統構法の修復の実際	足立裕司名誉教授 神戸大学		
	⑨伝統構法を支える材料と技術	上野幸夫教授 職藝学院		
第4回 WEB収録済	⑩在来木造と伝統構法の構造と修理	藤田香織准教授 東京大学	7	
	⑪非木造の構造と修理	長谷川直司建築研究所所属		
	⑫保存を阻む法規と各助成制度	小田嶋鉄朗 横浜市整備局		
第5回	各支部・地域 開催	現地講習1 各支部・地域開催の現地講習問合せ先 1・北海道 2・東北: 3・関東:笠井三義 kad@inc.email.ne.jp 北陸 5・近畿(京都)長瀬博一 nagasehi@nifty.com 同(奈良)上嶋晴久 hull@kcn.ne.jp	6.5h/1回 当り 26	
第6回	各支部・地域 開催	現地講習2		
第7回	各支部・地域 開催	現地講習3		
第8回	各支部・地域 開催	現地講習4 6・中国: 7・四国: 8・九州:田島正 tajima@tajima-architects.com 10・沖縄:		
第9回	4月未定(土)	各支部など集合しての意見交換 講師による講評	グループ毎の発表及び質疑応答	(必須) 6
4月末		修了認定委員会の開催		合計60
6月くらい		修了認定書の発行		

- 1-WEB受講にて、単位取得(直接受講と同じ単位)の方は、講義内容の配布資料をWEB送付しますので事務局へご連絡下さい。
- 2-WEB受講費用は、1回4000円。事務局から請求書が届きます。3-受講認定の為に、受講後に事務局にA4 2枚程度のレポートを提出し、塾長の認定を受けてください。
- 4-集合受講した場合は、レポート不要です。事務局連絡先:原田(E-mail:jharada@jia.or.jp)

JIA文化財修復塾申込書 申し込み先 JIA事務局原田(E-mail:jharada@jia.or.jp)

申込者氏名 \_\_\_\_\_ □JIA会員 No. \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 支部)

□建築士会 No. \_\_\_\_\_ □ヘリテージM取得 \_\_\_\_\_ 県 No. \_\_\_\_\_

□第 \_\_\_\_\_ 回の講習会を受講します(1回の受講料4000円)

□全講座申し込みます。(9回分一括申込みの場合は32000円になります)

JIA文化財修復塾受講案内

2018.06 JIA文化財修復塾塾長小西敏正

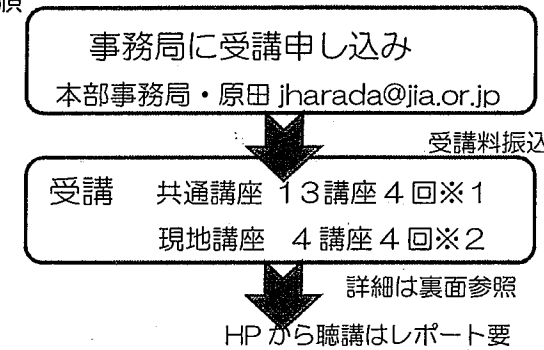
■JIA文化財修復塾は、災害などで損壊した文化財建造物のさらなる活用に向けた修復を行うためのスキル講座です。また文化庁が行っている近現代の建造物リスト作成、あるいは、災害時のドクター派遣活動など、建築士会ヘリテージマネージャーと協働して、活動する為の必須スキルとなっています。(一般の方の受講も可能です)

■現在の各支部の修了人数は右表の通りです。

修了者0人となっている支部においても保存活用の担い手は多く存在していると思えます。特にJIAは全国単一組織なので、県域を越えた活動が可能であり、その全国的な連携活動を進めるには共通のスキルが必要となります。会員の受講の広がりを期待します

取得数(人)	2015年度	2016年度	2017年度	合計(人)
北海道支部	2	0	0	2
東北支部	15	0	4	19
関東甲信越支部	14	0	4	18
東海支部	2	0	0	2
北陸支部	0	0	2	2
近畿支部	1	7	2	10
中国支部	0	0	0	0
四国支部	0	0	0	0
九州支部	11	9	0	20
沖縄支部	0	0	0	0
年度計	45	16	12	73

■受講手順



修了証の発行 以下認定委員会  
六鹿正治 JIA 会長・足立裕司神戸大名名誉教授・後藤治工学院大教授  
永井康夫山形大教授・小西敏正塾長



■受講方法

※1 共通講座は、2通りの方法があります

- ①各支部などで開催する3人以上のグループ受講
- ②個人でJIAホームページから聴講し、1科目あたりA4サイズ2枚のレポートを書いて提出

※2 各支部で企画開催しますが、どの支部企画に参加しても結構です。企画情報は、HPに掲載されますので、企画支部または本部事務局・原田さんにお申し込み下さい。

■費用

1回の講座は、座学、現地講座とも4000円です。全講座申し込む場合は36000円のところ32000円となります

■ヘリテージマネージャー修了者の扱い: 取得士会を記入の上、第1回、第2回、および第9回の講習をもって、受講修了とすることができますので、お申し出ください。(修了証の発行は1級建築士取得後5年以上の方に限ります)

※2018年度本部・グループ聴講予定日(いずれも10:00-18:00)  
第1回:08/13(月) 第2回:08/14(火) 第3回:10/23(火) 第4回:11/26(月)  
2018現地講座第1回(一般の方も参加可):09/15(土)13:15~18:30 上野周辺



# JIA文化財修復塾 2018年度 第4回現地講習

修復塾は建築家として、保存に関わろうとするときに必要な知見の習得を目的としています。

2019年3月17日(日)

第1集合場所: JR鶴見駅西口 バスターミナル5番乗り場 8:50

※係が現場までご案内します。第2集合場所に直接行っても構いません。

第2集合場所: 馬場花木園休憩所 9:30

参加費4000円(入館料、ガイド用イヤホン、資料含む)、定員25名

※お昼ご飯(お弁当)をご持参下さい。お茶は花木園で購入出来ます。

※お申込は3月8日までにお願ひ致します。

※一般公開見学会ですので、どなたでも参加いただけます。

## 第I部:馬場花木園 旧藤本家住宅 9:30~13:00

概要: 現在工事中の「古民家ゾーン」と馬場花木園として公開されている「花木ゾーン」の一部は、旧藤本家の屋敷地でした。2016年に特定景観形成歴史的建造物に指定された主屋及び東屋の修復工事が完成間際ですが、現場見学し、修復の実務について学びたいと思います。

案内人: 田中 昭之 (株式会社 建文 文化財建造物修理主任技術者)

現地住所: 〒230-8686 神奈川県横浜市鶴見区馬場2-20-1

JR鶴見駅西口またはJR・東急東横線「菊名」駅から、川崎鶴見臨港バス鶴01系統「東高校入口」下車徒歩約8分

13:00~昼食(花木園内休憩所または東屋、芝生地など)

13:50 再集合、花木園出発~馬場の赤門(旧澤野家長屋門見学(10分程度))~「東高校入口」停留所

14:23 臨港バスにて移動→二本木で乗換え(向かいの停留所で鶴03系統へ)→「神明社前」下車→徒歩で横溝屋敷へ

## 第II部:みその公園 旧横溝家住宅 15:00~16:40

概要: 1988年に横浜市の文化財保護条例に基づき、指定文化財第一号に指定された横溝屋敷は表門、主屋などの屋敷構えが、江戸・明治期の農村生活の原風景を残している貴重な文化遺産で、農村の年中行事等の生活体験が出来る場となっています。文化財の活用事例として学びたいと思います。

案内人: 笠井 三義 (JIA文化財修復塾)

現地住所: 〒230-0073 神奈川県横浜市鶴見区獅子ヶ谷3-10-2

JR鶴見駅西口から、川崎鶴見臨港バス鶴03系統「神明社前」下車徒歩約8分

JR鶴見駅西口から、川崎鶴見臨港バス鶴02系統「表谷戸」下車徒歩約5分

JR新横浜駅から横浜市営バス104系統「表谷戸」下車徒歩約5分

申し込み詳細は裏面をご覧ください

メール又はFAXにて申し込み下さい。尚、申し込みは3月8日までにお願ひ致します。

申込先: 公益社団法人日本建築家協会 原田譲治 FAX: 03-3408-7129 [iharada@jia.or.jp](mailto:iharada@jia.or.jp)

申込者氏名 \_\_\_\_\_ 連絡先メールアドレス \_\_\_\_\_

JIA会員 No. \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 支部)

建築士会 No. \_\_\_\_\_  ヘリテージM 取得 \_\_\_\_\_ 県 No. \_\_\_\_\_

第4回現地講習を受講します(1回の参加費4000円)

修復塾の全講座を申し込み済

※申し込まれた方には請求書をお送りします。

### 全講座一覧表

	テーマ	講師名	単位数
第1回	①日本における文化財保存活用計画概論-①	北河文化庁調査官	(必須) 7
WEB	②日本における文化財保存活用計画概論-②	北河文化庁調査官	
収録	③文化遺産と建築災害	後藤 治教授	
第2回	④国際文化遺産の保存活動の実態(ユネスコ等)	稲葉信子教授筑波大学	(必須) 7
WEB	⑤文化財先進国の保存管理修復体制	稲葉信子教授筑波大学	
収録	⑥庭園文化財	野村勘治京都林泉協会副会長	
第3回	⑦修復の基礎知識と修復概論	長尾充教授 東京芸術大学院	(必須) 7
WEB	⑧伝統構法の修理の実験	足立裕司名誉教授神戸大学	
収録	⑨伝統構法を支える材料と技術	上野幸夫教授 職藝学院	
第4回	⑩在来木造と伝統構法の構造と修理	藤田香准教授 東京大学	(必須) 7
WEB	⑪非木造の構造と修理	長谷川直司建築研究所所属	
収録	⑫保存を阻む法規と各助成制度	小田嶋鉄朗 横浜市整備局	
第5回	現地講習1 (各支部・地域開催)	各支部・地域開催の現地講習問合せ先	6.5h/1回 26
第6回	現地講習2 (各支部・地域開催)	・東北: 氏家清一 se.ujie@ujie-architect.co.jp	
第7回	現地講習3 (各支部・地域開催)	・関東: 笠井三義 kad@inc.email.ne.jp	
第8回	現地講習4 (各支部・地域開催)	・近畿(京都): 長瀬博一 nagasehi@nifty.com 同(奈良): 上嶋晴久 hull@kcn.ne.jp ・九州: 田島正陽 tajima@tajima-architects.com	
第9回	・受講者が集合して、意見交換 ・グループ毎の発表、及び質疑応答 ・講師に依る講評		(必須) 6
			合計60
6月末日修了認定書の発行			